

琉球大学（新キャンパス）コンビニエンスストア運営事業 審査基準

令和6年3月
国立大学法人琉球大学

国立大学法人琉球大学（以下、「本学」という。）が公募する「琉球大学医学部及び病院（新キャンパス）アメニティ施設整備運営事業（琉球大学（新キャンパス）コンビニエンスストア運営事業）」の企画提案書に関する審査基準について述べたものである。

【審査方法】

- (1) 本学に「琉球大学医学部及び病院（新キャンパス）アメニティ施設整備運営事業」審査委員会を設置する。
- (2) 各委員は、企画提案書の内容及びプレゼンテーションを厳正に審査及び評価し、採点する。
- (3) 採点項目は、「審査基準表」のとおりとし、「審査基準表」の項目ごとの採点の目安は次のとおりとする。

採点	配点
A（秀）	4点
B（優）	3点
C（良）	2点
D（可）	1点
E（不可）	0点

- (4) 採点については、各審査項目の採点に、審査項目毎に定める基準点（1点～7点）を乗じたものを各委員の評価点（例：委員による採点がA（4点）、基準点が2点の場合、評価点は4点×2点＝8点となる。）とし、それに、「建物貸付料」、「売上手数料」、「沖縄県内に所在する事業所の参画」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」で得た点数を加算したものを委員毎に算出し、その合計点数を委員数で平均したものを各応募者の評価点とする。ただし、「E」とされた審査項目（「10. 自由提案」を除く。）が一つでもある場合は、優先交渉権者の選定対象から除く。
- (5) 評価点が最も高い応募者を契約予定者（優先交渉権者）とする。なお、評価点が同点の場合は、次の基準で契約予定者（優先交渉権者）を選定する。
 - ① 「A」の数が多き者を契約予定者（優先交渉権者）とする。
 - ② 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多き者を契約予定者（優先交渉権者）とする。
 - ③ 「B」の数が同数の場合は、「C」の数が多き者を契約予定者（優先交渉権者）とする。
 - ④ 「C」の数も同数の場合は、くじ引きにより選定する。
- (6) 応募した事業者が1者の場合においても審査委員会による評価を行い、その結果、基準を満たしていないと判断された場合、契約予定者（優先交渉権者）とならない可能性もある。

「琉球大学（新キャンパス）コンビニエンスストア運営事業」審査基準表（案）

審査項目		審査の着眼点	基準点
1. 事業の運営能力	(1) 病院における営業実績	・ 病院のニーズに適応したサービス提供能力があるか	2
	(2) 大学における営業実績	・ 学生のニーズに適応したサービス提供能力があるか	2
	(3) 直近の財務状況	・ 経営が安定しているか。 ・ 税金等の滞納がなく社会的信用性があるか。	3
2. 運営方針の妥当性	(1) 運営の基本方針・コンセプト	・ 琉球大学のビジョンにマッチしているか。 ・ 琉球大学病院及び医学部の理念を理解しているか。 ・ 病院及び教育機関での運営に相応しい運営方針が提案されているか。 ・ 沖縄における地域経済活性化に向けた取組や工夫等に関する提案があるか。	4
	(2) 店舗イメージ・デザイン	・ 病院店舗については、院内環境に調和し、車椅子利用者等でも利用できるよう余裕のある通路幅の確保やバリアフリー等の店舗設計、陳列棚やレジカウンター等の高さ調整等の配慮がなされ、ユニバーサルデザインを意識した設計であるか。 ・ スタッフ休憩室については、スタッフが休憩時間に快適に利用できる空間となっているか。 ・ 医学部店舗については、研究棟内に位置していることを考慮し、周辺環境に調和したデザインであるか。 ・ 環境に配慮した店舗デザイン（SDGs等の取組も含む）であるか。 ・ 無人決済システムの導入等、先進的な取組があるか。	4
	(3) 営業日、営業時間	・ 仕様書で示している営業日、営業時間を満たしているか。 ・ 仕様書以上の提案があるか。また、その提案が事業運営や病院運営等に支障がないものとなっているか。	2
3. 商品及びサービスの質	(1)	【研究棟 1階売店】 ・ 利用者が満足できる品揃え等となっているか。 ・ 学生が実習等で使用する教材・教具（白衣や実習用メス等）の取扱いがあるか。 ・ その他学生及び教職員の福利厚生向上に資する取扱商品があるか。 ・ 適切な価格設定となっているか。 ・ 沖縄県産食材の活用（地産地消）に関する提案があるか。	2
	(2)	取扱商品（商品構成）・価格設定 【病院 4階売店】 ・ 通常のコンビニエンスストアでの取扱商品の他に病院内で需要が見込まれる商品も含まれた品揃えとなっているか。（医療資材も含む） ・ 健康に留意したメニューや取扱商品等もあるか。 ・ 利用者が満足できる品揃え等となっているか。 ・ 定期的に商品のラインナップを変更する等、利用者が飽きない工夫をしているか。 ・ 適切な価格設定となっているか。 ・ 沖縄県産食材の活用（地産地消）に関する提案があるか。	2
	(3)	【病院 6階スタッフルーム（自販機型無人コンビニ）】 ・ 利用者が満足できる品揃え等となっているか。 ・ 定期的に商品のラインナップを変更する等、利用者が飽きない工夫をしているか。 ・ 適切な価格設定となっているか。	2
	(4) サービスの種類・内容	・ 魅力的なサービスの提案があるか。 ・ モバイルオーダーやキャッシュレス対応など、新しいライフスタイルに合わせた提案があるか。 ・ 利用者のニーズの把握と満足度向上につながる取組があるか。 ・ 病院資材に関する取扱いについて病院との連携が取れる体制となっているか。 ・ 混雑緩和や待ち時間短縮の工夫等の方策内容が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。	2

審査項目		審査の着眼点	基準点
4. 接遇及びサービス向上への対応	教育・研修制度 サービス向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の教育研修計画、クレーム対応の方策が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。 ・利用者のニーズ等を的確に把握できる内容か。 ・ニーズ等の反映方法が実効性のあるものとなっているか。 ・満足度向上に繋がる取組があるか。 	1
5. 業務の遂行体制	業務の遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連携体制、従業員配置体制等が本業務の安定的な運営のために適正なものとなっているか。 	1
6. 安全・衛生管理等	(1) 安全管理・危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策、事故防止等の方策が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。 ・緊急時の連絡体制や対応体制が整っているか。 	1
	(2) 衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安心安全な食材を使用しているか。 ・賞味期限の管理等、適正な衛生管理が行われているか。 ・清掃及び廃棄物の処理方法・頻度等が適正なものになっているか。 	1
7. 収支計画の妥当性	(1) 事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない収支見込みとなっているか。 	4
	(2) 事業の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期に渡り安定性・継続性のある事業運営が可能かどうか。 ・提供するサービスの品質・水準を安定的に、かつ長期にわたり維持する方策が確認できるか。 	4
8. 本学への貢献	(1) 施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書（月額500円/㎡以上）を満たす提案となっているか 	5
	(2) 売上手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・売上手数料率の提案があるか。 ・売上手数料率の高さではなく、収支見込を踏まえた上での適切な提案となっているか。 	7
	(3) 災害時の協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時の物資提供等の提案があるか。 ・物資の提供協力等に関する内容が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。 	2
9. 設備工事	事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内施設については、開院に合わせた事業開始までのスケジュールとなっているか。 ・医学部内施設については、開学に合わせた事業開始までのスケジュールとなっているか。 	2
10. 自由提案 (アピールポイント等)	(1) 自由提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業として有効で期待できる提案であるか。 ・具体的かつ実現可能な内容となっているか。 ・魅力的な内容か。 ・独創的なものであるか。 	2
	(2) 簡易郵便局に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営上、問題等がないか。 ・コンビニエンスストア運営事業の収支計画等に影響が生じる可能性はあるか。 	3
11. プレゼンテーションによる審査	プレゼンテーションの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的かつわかりやすい内容か。 ・企画提案書の内容との齟齬がないか。 	2
12. 沖縄県内に所在する事業所の参画（8点満点）			
13. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（2点満点）			

(別紙) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準

認定等の区分		配点	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）	プラチナえるぼし（※1）	最大 2.0点	2点
	3段階目（※2）		1.6点
	2段階目（※2）		1.2点
	1段階目（※2）		0.8点
	中小企業の行動計画（※3）		1.6点
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）	プラチナくるみん認定	最大 2.0点	1.6点
	くるみん認定（新基準）（※4）		1.2点
	くるみん認定（旧基準）（※5）		0.8点
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	ユースエール認定		1.6点
上記に該当する認定等を有しない			0点

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

（例：「えるぼし認定 2 段階目」の認定を受け、かつ「くるみん（旧基準）」の認定を受けている企業の場合は配点が高い 1.2 点を加算する。）

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第 12 条に基づく認定。

※3 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準に基づく認定。

※6 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置に基づく認定。

※7 原則として上記認定等の全てを加点対象とする（※1 のとおり複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点）。

※8 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。